

『沖縄県町村諸規程』(横内家文書)と その収録令達について

青嶋 敏

Satoshi AOSHIMA

地域社会システム講座

1. はじめに

沖縄県が戦前に公布・発令した布達、達、県令、条例、規則、告示、諭達・諭示・諭告、訓令、内訓、庁達、通牒、指令など(以下これらを総称して「令達・令規」という。)に関する公式の記録簿冊の多くは沖縄戦の戦火の中で焼失したり散逸したりしたため今日ほとんど残存していないと言われている。令達・令規を公布するために発行された「沖縄県公報」も断片的に残存しているだけである⁽¹⁾。そのため、沖縄県の戦前期の令達・令規を研究する上では、令達・令規の公布・発令後に編纂された令達集・令規集を参照することによって、公式の記録簿冊や「沖縄県公報」の欠缺を補うことが必要となる。おそらく現在ではこれら令達集・令規集に収録されているものによってしか確認できない令達・令規が相当数存在するからである。このような意味で、沖縄県の戦前期の令達集・令規集の検討は、沖縄における近代法史の研究にとって重要な基礎的作業であると思われる。

そこで、筆者は、これまでに、沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂(上下巻)』(印刷者田中千八, 印刷所田中活版所, 明治39年4月10日発行)(以下「明治39年版『沖縄県令達類纂』」)と、その改訂増補版である沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂(上下巻)』(印刷者大谷仁兵衛, 印刷所帝国地方行政学会出版部, 明治44年11月10日発行)(以下「明治44年版『沖縄県令達類纂』」)とについて、簡単な解説を付したうえで、これらの令達集に収録されている沖縄県の明治期の令達を一覧表に整理して紹介してきた⁽²⁾。沖縄県の戦前の令達・令規に関しては、この明治39年版『沖縄県令達類纂』および明治44年版『沖縄県令達類纂』のほかにも、いくつかの令達集・令規集や令達・令規を収録した編纂物が存在している⁽³⁾。本稿は、これらの令達集・令規集等のうち、那覇市市民文化部歴史博物館が所蔵する横内家寄贈資料中の『沖縄県町村諸規程』と題する印刷物(以下「本書」と略称する場合がある。)とその収録令達について紹介することを目的とする。

2. 横内家寄贈資料と横内扶

那覇市市民文化部歴史博物館が所蔵する横内家寄贈資料は、1993年9月に東京都在住の横内家から那覇市に寄贈された資料である。

島尻克美氏によれば、横内家は「代々井伊家(彦根藩主)に仕えた家柄」であり、「その第九世に当たる横内扶(よこうちたすく)は、「明治十六年内務省に務め同十八年沖縄県庁へ配属され、大正二年まで二十八年間沖縄県に滞在し」、その間に、「沖縄県令(知事) 西村捨三・大迫貞清・福原実・丸岡莞爾・奈良原繁・日比重明 六代の下で、庶務課を手始めに衛生課、学務課、知事官房、土地整理事務局等を歴任し」た人物である⁽⁴⁾。また、来間泰男氏によれば、横内扶には、「1895年(明治28)5月から翌年11月まで、島尻郡役所に勤務した」経歴もある⁽⁵⁾。そこで、試みに当時の地方庁の職員録である『職員録(乙)』の「沖縄県」の部にに基づき、同書に沖縄県の知事官房⁽⁶⁾の配属吏員が記載されるようになる明治24年以後沖縄県属横内扶が同書に最後に記載された明治45年までの横内扶の経歴を整理すると【表1】の通りである。これによれば、横内扶は、明治24年に知事官房書記に起用されたこと、翌年以降内務部本務、知事官房本務、那覇・島尻・久米島役所への配属などを経て、明治30年に知事官房本務・内務部兼務に配属後は明治37年まで知事官房と内務部のいずれか一方を本務、他方を兼務としたこと、明治38年以降は知事官房本務であったこと、がわかる。したがって横内扶は、本務と兼務を合わせれば、沖縄県属としての28年間の在職期間のうち三分の二は知事官房の職務に関与していたことになる。

横内家寄贈資料は、この横内扶の旧蔵資料であり、古文書類約2万5千点、美術工芸品約3千点からなる。このうち古文書類(以下「横内家文書」という。)には、明治期の沖縄県政関係資料と彦根藩関係資料が含まれている。

3. 『沖縄県町村諸規程』の収録令達

横内家文書『沖縄県町村諸規程』には、勅令2件と

【表1】 『職員録(乙)』にみる横内扶の経歴(明治24年~明治45年)

明治24年	知事官房書記	明治37年	内務部、知事官房兼務、市町村立小学校教員恩給審査会委員、文官普通懲戒委員会書記
明治25年	内務部		
明治26年	内務部	明治38年	知事官房、文官普通試験書記、文官普通懲戒委員会書記、市町村立小学校教員恩給審査委員
明治27年	知事官房		
明治28年	那覇役所、兼島尻役所、兼久米島役所		
明治29年	内務部	明治39年	知事官房、文官普通試験書記、文官普通懲戒委員会書記、市町村立小学校教員恩給審査委員
明治30年	知事官房、内務部兼務		
明治31年	知事官房(職務掛兼往復掛)、内務部(第三課学務係)兼務	明治40年	知事官房、文官普通試験書記、文官普通懲戒委員会書記、市町村立小学校教員恩給審査委員
明治32年	知事官房、内務部兼務		
明治33年	知事官房、内務部兼務、市町村立小学校教員恩給審査会委員、文官普通懲戒委員会書記	明治41年	知事官房、文官普通試験書記、文官普通懲戒委員会書記、市町村立小学校教員恩給審査委員、小学校教員検定書記
明治34年	知事官房、内務部兼務、市町村立小学校教員恩給審査会委員、文官普通懲戒委員会書記		
明治35年	内務部、知事官房兼務、市町村立小学校教員恩給審査会委員、文官普通懲戒委員会書記		
明治36年	内務部、知事官房兼務、市町村立小学校教員恩給審査会委員、文官普通懲戒委員会書記	明治42年	知事官房
		明治43年	知事官房
		明治44年	知事官房
		明治45年	知事官房

注：各年次の『職員録(乙)』の「沖縄県」の部による。ただし、明治31年については『沖縄県職員録』(明治31年3月発行)による。

沖縄県の令達51件の合計53件が収録されている。

まず、本書の本文の冒頭には、明治40年3月15日勅令第45号「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島二於ケル名称及区域ノ変更等ニ関スル件」および明治40年3月16日勅令第46号「沖縄県及島嶼町村制」が掲載されている。前者は、沖縄県に関していえば、「沖縄県ノ間切島ハ之ヲ村ト改メ」(1条)、「間切島内ノ村又ハ島ハ字トシテ其ノ名称ヲ存ス」(2条)こととし、そのうえで村の廃置分合、区域名称の変更、村の町への移行については内務大臣の許可等所定の手続を要することとした(3条)ものであり、明治40年10月21日内務省令第24号により、明治41年1月1日から沖縄県に施行された。また後者は、「沖縄県及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ町村」(1条)に施行するための特別町村制であって、その町村吏員、町村会、町村の財務、町村内一部の行政および町村組合、町村行政の監督などについて定めたものであり、明治40年10月21日内務省令第25号により、明治41年4月1日から沖縄県に施行された。

この2件の勅令に続いて本書に収録されている51件の沖縄県の令達は、上述の勅令第45号および勅令第46号が沖縄県に施行されたことともない制定されまたは改正された、「沖縄県及島嶼町村制」下の沖縄県の町村⁷⁾に関する令達である。令達の内容は、町村の公布式や処務規程の準則、町村会の議員定数や選挙、町村吏員の組織・職務権限・服務規律・給与、町村税、町村の財務や会計など多岐に涉っている。51件の令達の令達類型別収録件数は、県令15件、告示3件、訓令甲17件、訓令乙1件、内訓2件、伺定1件、県伺1件、沖縄県内務部長通牒9件、沖縄県内務部長回答1件、彙報1件である。ただし、明治41年4月8日訓令甲第20号「区町村基本財産監督規程」は重複して収録され

ている⁸⁾ので、収録されている沖縄県の令達の実数は50件である。また、収録されている令達の時間的範囲については、最も古いものは明治41年3月3日公布・発令であり(同日付の令達が5件ある。)、最も新しいものは明治41年8月25日公布・発令である(同日付の令達が2件ある。)

【表2】に、本書収録の51件の沖縄県の令達を本書の収録順で一覧表に整理した(後述7参照)。

4. 『沖縄県町村諸規程』とその作成時期

横内家文書『沖縄県町村諸規程』には緒言・凡例の類や奥付がないため、これらによってその作成時期を確認することはできない。

この点に関して、那覇市文化局歴史資料室(当時)が1995年1月から2月に開催した横内家寄贈資料展の展示図録である『横内家と近代沖縄 横内家寄贈資料展』(1995年)の22頁の資料番号260においては、その資料名、作成年、頁数および法量について、「『沖縄県町村諸規定〔ママ〕』 明治40年 236p 16.5×12.8」との記載がある。しかし、前述のように、本書に収録されている最新の沖縄県の令達が明治41年8月25日公布・発令の訓令甲第32号「納税ニ関スル訓令発布ノ件」(C33)および地第136ノ8号内務部長通牒「明治四十一年八月県訓令甲第三十二号ニ関スル件」(C48)であることから、本書の作成時期は早くとも明治41年9月以降であったと推定される。

他方、本書に収録されている令達のうちで、筆者が現時点において改正令達の公布年月日を確認できる最も早いものは、明治41年3月12日県令第19号「町村税並夫役現品賦課徴収規程」(C12)である。この県令は、明治43年3月16日県令第5号によって全面改正されている⁹⁾。このことから、本書は遅くとも明治43年

3月に県令第5号が公布される前に作成されたと推定される。

なお、本書の本文の頁数について、上記の展示図録では236頁としているが、本書にはノンプルの重複と乱丁があり、163頁と164頁の2頁が重複しているので、本文の実質の分量は238頁である。ちなみに、本書の巻頭には目次（6頁）が、また本書の巻末には正誤表（1枚）が付されている。

5. 『沖縄県町村諸規程』の作成者

横内家文書『沖縄県町村諸規程』にはその作成者（編纂者ないし発行者に関する情報を以下では便宜的に「作成者」という。）に関する表示がない。前述したように、本書には緒言・凡例の類や奥付もないため、これらによってその作成者を確認することもできない。したがって、本書の作成者については、本書をめぐるいわば状況証拠によって推定するほかない。

その際に考慮すべき事実としては、本書の内容が本文冒頭の勅令2件を除き沖縄県の公布・発令した令達を収録したものであること、本書が沖縄県属として在職していた横内扶の旧蔵文書であること（ちなみに本書の表紙の右上隅には「横内」の丸印が押印されている。）、横内扶は本書の推定される作成時期を含めて沖縄県知事官房と内務部に長年にわたり配属されていたこと、本書の作成の背景からみて本書と一定の関連性を持つと考えられる（6（1）で後述）明治39年版『沖縄県令達類纂』および明治44年版『沖縄県令達類纂』がともに沖縄県知事官房文書係が編纂したものであること、編纂の意図や収録令達の内容のうえで本書と類似性を持つと考えられる（6（2）で後述）『沖縄県町村自治之栞 全』（大正4年発行）が内務部地方課の沖縄県属大崎範一⁽¹⁰⁾によって編纂されたものであること、を挙げるができる。これらの事実から、本書が沖縄県庁によって作成されたものと推定することは十分に可能であろう⁽¹¹⁾。

6. 『沖縄県町村諸規程』作成の背景とその資料的価値

（1）『沖縄県令達類纂』との関連性

明治39年版『沖縄県令達類纂』およびその改訂増補版である明治44年版『沖縄県令達類纂』の編纂の目的について、それぞれの「凡例」はともに「執務ノ資料ニ供スルニ在リ」と述べている。そうして、明治39年版『沖縄県令達類纂』には、明治30年3月31日勅令第56号「沖縄県間切島吏員規程」（同規程第26条により明治30年4月1日から施行された。）および明治31年12月22日勅令第352号「沖縄県間切島規程」（同規程第20条により明治32年1月1日から施行された。）に基づき制定された沖縄県の間切、島および間切・島内の村に関する令達が収録された。しかし、これら間切、

島および間切・島内の村に関する令達は、明治41年4月1日に「沖縄県及島嶼町村制」が沖縄県に施行されたことにもともない廃止されるに至った。

ところで、横内家文書『沖縄県町村諸規程』の208頁～213頁には、明治41年5月22日地第114号内務部長通牒「廃滅シタル令達ニ関スル通牒ノ件」が収録されている。この通牒は「沖縄県及島嶼町村制ノ施行並規定改正ノ為廃滅シタル令達別紙ノ通有之候条御部内町村長へ御指示相成度此段及通牒候也ノ追テ別紙記載以外ノ通牒ニシテ本制及新規程ニ抵触スルモノハ総テ消滅シタル義ト御了知併セテ御示達相成度候也」（ノは改行。引用者による。）としたうえで、「廃滅シタル令達」として合計37件の沖縄県の令達を列挙している。この37件の令達を一覧表に整理すると【表3】の通りである（後述8参照）。

このように、明治39年版『沖縄県令達類纂』に収録されていたところの明治30年の「沖縄県間切島吏員規程」および明治31年の「沖縄県間切島規程」に基づき制定された間切、島および間切・島内の村に関する沖縄県の令達は、「沖縄県及島嶼町村制」の施行により「廃滅シタル令達」となり、その結果沖縄県庁や町村役場に勤務する吏員にとって執務の上で有用性を失うことになった。そこで、これに代わるものとして、執務上利用するために、「沖縄県及島嶼町村制」に基づき新たに制定されたり改正されたりした沖縄県の町村関係の令達を沖縄県庁が『沖縄県町村諸規程』と題して印刷し県庁内部や関係町村へ頒布したものであろうと推定される（ちなみに本書の表紙の右上には「以印刷換謄写」と表示されている。）。)

そうして、『沖縄県町村諸規程』に収録された50件（重複分を除く。）の沖縄県の令達の過半（合計33件。『沖縄県町村諸規程』作成後に一部または全部改正された令達3件を含む。）は、その後、明治44年版『沖縄県令達類纂』の編纂にもともない同書の中に収録されていくことになる。

他方で、明治41年3月31日県令第26号「沖縄県公文令」（C49）のように明治44年版『沖縄県令達類纂』の発行（明治44年11月）までに廃止された令達⁽¹²⁾や、内訓（C44, C45）、内務部長通牒（C36, C39乃至C43, C47, C48, C51）など合計17件の令達は同書には収録されていない。

（2）『沖縄県町村自治之栞 全』との類似性

『沖縄県町村自治之栞 全』（小澤博愛堂、大正4年5月22日発行）は、前述のように、内務部地方課の沖縄県属大崎範一によって編纂された、「沖縄県島嶼町村制」下の沖縄県の町村に関する法令・令規集である。同書は「大正四年二月十日現行ノ令規ヲ事類ニ随ヒ輯録セルモノ」（同書「編纂例」第一項）であり、全体を6章（総則、町村吏員、町村会、町村ノ財務、

町村行政ノ監督、雑則)で構成している。同書は合計62件の法令・令規を収録しており、そのうち12件は勅令や内務省令などの国の法令であり、残りの50件は沖縄県の令達である⁽¹³⁾。

ところで、『沖縄県町村自治之彙 全』の編纂の意図について、編者大崎は、「此の書纂する所、沖縄県町村自治に関する一切現行法規の収録を期し、本県地方制度の実務当局及其の研究者の資料たらしめむとするの微意に出づ」(同書「自序」)と述べている。横内家文書『沖縄県町村諸規程』も、上述のように、沖縄県庁や町村役場に勤務する吏員の執務資料として作成されたものであると推定されるので、両者の編纂の意図は「本県地方制度の実務当局」の執務資料に供するという点では類似しているといえることができる。

さらに、収録令達の内容から見てみると、横内家文書『沖縄県町村諸規程』に収録されている沖縄県の令達50件(重複分を除く。)のうち、41件の令達が『沖縄県町村自治之彙 全』に収録されている。41件のうち28件は『沖縄県町村諸規程』所収の令達そのまま収録され、13件は『沖縄県町村諸規程』の作成後に一部改正または全部改正された令達が収録されている。現時点では両書の関連性を示す客観的資料は得られていないが、収録令達の内容の類似性の点では、『沖縄県町村自治之彙 全』が『沖縄県町村諸規程』の改訂増補版であると言っても過言の外れではないと思われる。

(3) 『沖縄県町村諸規程』の資料的価値

ところで、横内家文書『沖縄県町村諸規程』に収録されている沖縄県の令達のうち、明治44年版『沖縄県令達類纂』にも『沖縄県町村自治之彙 全』にも収録されていない令達は、C 25, C 29(ただしC 29による改正を折り込んだ明治41年県令第16号は両書に収録されている。), C 35, C 43, C 49, C 51の6件である。また、明治44年版『沖縄県令達類纂』にも『沖縄県町村自治之彙 全』にも収録されているが、当該の収録されている令達が『沖縄県町村諸規程』の作成後に一部または全部改正された令達であるケースが、C 11, C 12, C 17の3件ある。さらにC 18(後述のように厳密には令達ではないが)については、明治44年版『沖縄県令達類纂』には収録されておらず、『沖縄県町村自治之彙 全』に収録されているが、それが大正4年1月末現在のデータに基づくものであるため、『沖縄県町村諸規程』に収録されているものとは若干の変更がみられる⁽¹⁴⁾。これらの令達は、おそらく今日では『沖縄県町村諸規程』でしか確認できないものであろうと考えられるので、その点に本書の固有の資料的価値があるものと思われる。

7.【表2】について

後掲の【表2】は、横内家文書『沖縄県町村諸規程』

に収録されている51件の沖縄県の令達を本書の収録順で一覧表に整理したものである。本一覧表のうち、公布(発令)年月、令達類型、令達番号、令達の名称・件名、収録頁の部分については、本書の「目次」の記載内容をベースにして、本文の内容と照合したうえで必要な修正または補充を加えて作成した。公布(発令)日の部分については、「目次」には記載されていないので、本文の記載に基づき補充した。また、既存の令達を全面改正した令達(3件)については、そのことを明示するため、本文の表記に基づき、令達の名称の末尾に「改正」との文言を補充した。収録頁は複数頁にわたる場合でも、最初の頁のみを示した。さらに、本書の巻末に添付されている正誤表に基づき該当の箇所を訂正した。

本一覧表中、符号(C)と整理番号(1~51)は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合を考慮したものである。また、本一覧表に掲載した51件の令達のうち、明治44年版『沖縄県令達類纂』に収録されている令達(重複分を含む34件。)については、その収録頁ならびに筆者が当該令達に付した符合(B)および整理番号を本一覧表の備考欄に記載し、収録されている令達の一部または全部改正されたものである場合にはその最終改正令達を括弧の中に表示した。さらに、本一覧表に掲載した51件の令達のうち、『沖縄県町村自治之彙 全』に収録されている令達(重複分を含む42件。)については、その収録頁を備考欄に記載し、収録されている令達の一部または全部改正されたものである場合にはその最終改正令達を括弧の中に表示して参考に供することにした。

なお、本一覧表中のC 18の彙報「町村ノ区域」は、「沖縄県及島嶼町村制施行ノ際ニ於ケル本県町村ノ区域」について沖縄県内5郡の構成町村名と字名を表示したものであるが、令達類型や令達番号の記載がなく、厳密に言えば令達ではないと考えられる。おそらく執務上の参考に供するために本書に掲載されたものであろう。本一覧表でも参考のためこの彙報をそのまま掲載した。

8.【表3】について

後掲の【表3】は、横内家文書『沖縄県町村諸規程』の208頁以下に収録されている明治41年5月22日地第114号内務部長通牒「廃滅シタル令達ニ関スル通牒ノ件」が、「別紙」に「沖縄県及島嶼町村制ノ施行並規定改正ノ為廃滅シタル令達」として列挙している37件の沖縄県の令達をその掲載順で一覧表に整理したものである。本一覧表のうち、公布(発令)年月日、令達類型、令達番号、令達の名称・件名の部分については、同通牒の「別紙」の記載内容に基づき作成した。公布(発令)月日の表示されていない令達については月日の部分は空白のままとした。本一覧表のうち掲載頁の

部分は、上記37件の令達の名称・件名が掲載されている『沖縄県町村諸規程』の頁である。

本一覧表中、符号(C)と整理番号(廃1～廃止37)は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合上付したものである。また、本一覧表に掲載した37件の令達のうち、明治39年版『沖縄県令達類纂』に収録されている令達(29件)については、その収録頁ならびに筆者が当該令達に付した符号(A)および整理番号を本一覧表の備考欄に記載して、参考にするようにした。さらに、本一覧表で公布(発令)月日が空白となっている令達のうち明治39年版『沖縄県令達類纂』に収録されている令達(4件)については、参考までに同書のデータに基づき備考欄に公布(発令)月日を記載した。

9. おわりに

以上本稿では、那覇市市民文化歴史博物館が所蔵する横内家文書『沖縄県町村諸規程』とその収録令達について紹介してきた。同書に収録されている令達は「沖縄県及島嶼町村制」のいかなる規定や制度を反映したものであるのか、それは「沖縄県及島嶼町村制」の施行により「廃滅シタル令達」となった明治39年版『沖縄県令達類纂』収録の間切、島および間切・島内の村に関する沖縄県の令達とどのような点で変化があるのかなど、令達の個々の内容に関する考察については他日を期することにしたい。

注

- (1) 「沖縄県公報」の所蔵・残存状況については、玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」(『史料編集室紀要』28号, 2003年)49-58頁が詳しく紹介している。
- (2) 拙稿「資料 明治39年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』44号, 2006年)243-275頁, 同「資料 明治44年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』45号, 2007年)243-277頁。また、『沖縄県令達類纂』の明治39年版および明治44年版のそれぞれについて、同書の掲載順による令達一覧表(補注付)および公布年月日順による令達一覧表を掲載した資料集である拙編『『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧 合冊版』(2005年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「沖縄近代法の形成と展開 沖縄の特殊性と普遍性」研究成果報告書別冊・資料集2, 2006年)を参照。さらに、明治39年版『沖縄県令達類纂』の編纂以前に廃止されまたは取消された令達に関しては、拙稿「資料 明治39年版『沖縄県令達類纂』下巻 巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」(『社会科学論集』45号, 2007年)227-241頁を参照。
- (3) 管見の限りでは、本稿で取り上げた『沖縄県町村諸規程』(明治41年9月以後発行と推定)のほかに、『学事規定全書』(明治27年), 『沖縄県師範学校一覧』(明治34年), 『沖縄県会計法規』(大正3年), 『沖縄県町村自治之槩 全』(大正4年), 『現行沖縄県令規全集』(昭和4年再版, 加除式), 『沖

縄県警察法規類典 全』(昭和10年, 加除式), 『沖縄県青年学校法令集 全』(昭和14年, 加除式)がある。なお、琉球政府編『沖縄県史第11巻資料編1上杉県令関係日誌』(1965年, 琉球政府)93-716頁所収の「沖縄県日誌」には、明治13年5月～10月, 14年5月～12月, 15年1月～12月, 16年1月～6月の沖縄県の令達に関する記事が多数存在する。

- (4) 伊礼孝・島尻克美「貴重な横内家資料、那覇市に寄贈される」(『那覇市史だより』43号, 1994年)2頁〔島尻克美執筆〕。ただし、「〔臨時沖縄県〕土地整理事務局」は、明治31年7月15日勅令第144号「臨時沖縄県土地整理事務局官制」に基づき設置された、「大蔵大臣ノ管理ニ属」する国の組織であって、地方庁である沖縄県の組織ではない。
- (5) 来間泰男「明治期の沖縄県政と横内扶」(『横内家資料展 明治期の沖縄県政と島尻郡 展示資料目録』, 那覇市市民文化歴史資料室, 2003年)所収。
- (6) 朝倉治彦編『明治官制辞典』(東京堂出版, 1969年)69頁70頁は、沖縄県知事官房は明治23年に設置され、翌24年に知事官房に職務掛・往復掛の二掛が置かれ、明治30年に秘書係・往復係の二係に改正され、明治35年に往復係が文書係と改称されたと記述している。また、濱川恵枝「旧沖縄県の統治組織・職制について」(『沖縄県公文書館研究紀要』6号, 2004年)138頁は、「明治23年10月10日『地方官官制』の改正により、各府県庁に内務部、警察部、直税部〔ママ〕、関〔ママ〕税署、監獄署が設置された。また知事直属の組織である知事官房も設けられた」と記述している。ところで、横内家文書中には、「明治十九年七月十二日勅令第五十四号地方官官制ニ依り……制定」された明治19年9月7日沖縄県令丙第1号「沖縄県庁則」が存在する。この「沖縄県庁則」の第1条は、「庁中へ知事官房ヲ置ク」と定めており、沖縄県における知事官房の設置は明治23年よりも前であった可能性がある。もっとも、明治23年10月11日公布勅令第225号「地方官官制」には知事官房についての定め(第19条, 第20条)があるのに対して、明治19年勅令第54号「地方官官制」には知事官房に関する定めは一切存在しないことも事実である。明治19年県令丙第1号第1条と沖縄県における知事官房の設置時期との関係についての検討は今後の課題としたい。
- (7) ちなみに、「沖縄県及島嶼町村制」が沖縄県に施行された時点で沖縄県内において町制を施行していたのは糸満町のみである。すなわち、明治41年2月28日県令第22号(後述【表2】のC16)により、兼城村からの分割により糸満町が成立した。
- (8) 該当するのは後述【表2】のC24とC50である。もっとも、厳密に言えば、C24とC50とでは、同規程の別紙様式である「基本財産(異動)表」の項目に食い違いがあり、完全に同一のものではない。
- (9) 明治44年版『沖縄県令達類纂』上巻第二類403頁(B127)参照。
- (10) 明治45年から大正5年までの各年次の『官員録(乙)』の「沖縄県」の部によれば、大崎範一は沖縄県属として内務部に配属されている。

- (11) より具体的には、知事官房文書係または内務部地方課によって作成された可能性があるが、現時点では客観的資料がないため確言できない。
- (12) 明治41年県令第26号「沖縄県公文令」は、明治44年3月30日県令第15号「沖縄県公文公布方法」の附則第1項によって廃止された（明治44年版『沖縄県令達類纂』上巻第一類4頁〔B5〕参照。）
- (13) 『沖縄県町村自治之彙 全』とその収録令達については、別の機会に詳しく検討することにした。
- (14) たとえば、宮古郡に多良間村が新設され、八重山郡八重山

村が石垣村など4カ村に分村している。

〔付記〕

本稿は、2005～2007年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の形成と展開 沖縄の特殊性と普遍性」（研究課題番号17203003，研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

（平成19年9月18日受理）

【表2】『沖繩県町村諸規程』所収沖繩県令達一覽表

符号	整理番号	公布(発令)年月日	令達類型	令達番号	令達の名称・件名	収録頁	備考
C	1	明治41/03/03	県令	11号	町村会議員ノ定数	32	第二類267(B94)、葉55。
C	2	明治41/03/03	県令	12号	沖繩県町村会議員選挙規程	33	第二類268(B95)、葉55。
C	3	明治41/03/03	訓令甲	3号	町村会議員選挙手続	39	第二類271(B96)、葉59。
C	4	明治41/03/03	訓令甲	4号	町村会議規則準則	56	第二類284(B97)、葉70。
C	5	明治41/03/03	訓令甲	5号	町村会議事務傍聴人取締規則準則	59	第二類286(B98)、葉73。
C	6	明治41/03/10	県令	15号	町村吏員ノ組織及職務権限並給料旅費支給ニ関スル規程	60	第二類287(B99)、葉38。
C	7	明治41/03/10	県令	16号	町村吏員ノ給料額旅費額及其ノ支給方法	61	第二類287(B100)、葉41(大2県令30号)。
C	8	明治41/03/10	県令	17号	町村税其ノ他諸収入ニ関スル督促手数料	65	第二類397(B124)、葉80(大元県令5号)。
C	9	明治41/03/10	訓令甲	7号	町村公告式準則	66	第一類4(B6)、葉183。
C	10	明治41/03/10	訓令甲	8号	町村有給吏員ノ退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料及其ノ支給方法	67	第二類290(B101)、葉45(明44訓令甲20号)。
C	11	明治41/03/11	県令	18号	町村税税目及税率	75	第二類402(B126)(明44県令17号)、葉75(明44県令17号)。
C	12	明治41/03/12	県令	19号	町村税立夫役現品賦課徴収規程	77	第二類403(B127)(明43県令5号)、葉76(明43県令5号)。
C	13	明治41/03/14	県令	20号	町村予算ノ式及費日流用其ノ他財務ニ関スル規定	81	第二類296(B102)、葉93。
C	14	明治41/03/17	訓令甲	10号	町村役場処務規程準則改正	102*	第二類312(B103)、葉170。
C	15	明治41/03/17	訓令甲	11号	町村出納規定改正	112	第二類320(B104)、葉111。
C	16	明治41/03/28	県令	22号	島尻郡兼城村ヲ分轄シテ二箇町村ト為シ宮古郡ニ四箇村ヲ置キ及八重山郡ノ全区域ヲ八重山村ト称スルノ件*	163	第二類357(B105)。
C	17	明治41/03/28	県令	23号	町村書記ノ定員	164	第二類358(B106)(明44県令10号)、葉36(大4県令6号)。
C	18		彙報		町村ノ区域	166	葉30(大4年1月末日現在)。
C	19	明治41/03/31	訓令甲	13号	町村事務報告例改正	171	第二類364(B111)、葉153(大4訓令甲3号)。
C	20	明治41/04/07	告示	43号	島尻郡中頭郡国頭郡八重山郡ノ村役場位置	177	第二類369(B112)。
C	21	明治41/04/07	訓令甲	17号	区町村一時借入金手続方法	177	第二類369(B113)、葉141。
C	22	明治41/04/08	告示	44号	町村役場ノ位置ヲ定ムルノ件	178	第二類361(B108)。
C	23	明治41/04/08	訓令甲	19号	区制町村制施行ニ関シ監督者ノ注意事項	179	第二類363(B110)、葉27。
C	24	明治41/04/08	訓令甲	20号	区町村基本財産監督規程	181	第二類418(B133)、葉149(大2訓令甲24号)。
C	25	明治41/04/09	告示	46号	廃置分合及区域ノ変更ヲ為シタル町村ノ現住人口	184	
C	26	明治41/05/01	訓令甲	22号	部落有財産統一ニ関スル訓令	185	第二類386(B115)、葉142。
C	27	明治41/05/01	訓令甲	23号	町村吏員忌服及旅行ニ関スル件	186	第二類387(B116)、葉51。
C	28	明治41/06/27	訓令甲	30号	区町村及町村組合ノ公債ニ関スル件	187	第二類388(B118)、葉143。
C	29	明治41/07/11	県令	52号	町村吏員給料額旅費額及其ノ支給方法	188	第二類287(B100)、葉41に改正折込み。

符 号	整理 番号	公布(発令) 年月日	令達類型	令達番号	令達の名称・件名	収録 頁	備 考
C	30	明治41/07/11	訓令甲	31号	区町村吏員区町村会議表彰規程	189	第二類389(B119)、葉177。
C	31	明治41/07/21	県令	53号	町村住民ノ義務違背ニ関スル制裁ノ件*	191	第二類391(B120)、葉169。
C	32	明治41/07/23	県令	54号	林野監守ニ関スル規程	192	第七類18(B316)、葉39。
C	33	明治41/08/25	訓令甲	32号	納税ニ関スル訓令発布ノ件	194	第二類398(B125)、葉89。
C	34	明治41/04/01	県令	30号	町村廃置ニ関スル財産処分ノ件	201	第二類416(B132)。
C	35	明治41/03/26	内務部長 回答	地1289ノ1 号	町村会議員定数標準人口ニ関スル件	203	
C	36	明治41/04/22	内務部長 通牒	地87号	訴願裁決書ノ文例様式	203	葉184。
C	37	明治41/05/04	訓令乙	20号	町村長収入役ノ任命具申心得ニ関スル件	205	第二類387(B117)、葉40(大3訓令乙109号)。
C	38	明治41/04/29	尙定		町村長収入役辭令式	206	葉52。
C	39	明治41/05/22	内務部長 通牒	地114号	廢滅シタル令達ニ関スル通牒ノ件*	208	葉192。
C	40	明治41/05/21	内務部長 通牒	地113号按 ノ1	例則指示ニ関スル件	213	葉185(明治41年5月内務部長通牒地113号)。
C	41	明治41/05/21	内務部長 通牒	地113ノ1 号按ノ2	例則指示ニ関スル件	213	葉185(明治41年5月内務部長通牒地113号)。
C	42	明治41/05/19	内務部長 通牒	地108号	内法処分ニ関スル件	224	葉183。
C	43	明治41/07/09	内務部長 通牒	地131号	小舟税ニ関スル件	225	
C	44	明治41/07/18	内訓	3号	基本財産管理ニ関スル件	225	葉141。
C	45	明治41/07/18	内訓	2号	功績調査事項ニ関スル件	226	葉180。
C	46	明治41/05/14	県尙		区町村吏員又ハ区町村会議員ノ功績ヲ表彰スヘキ褒状ノ例式	228	葉182。
C	47	明治41/07/10	内務部長 通牒	地133号	町村会議員ノ選挙状況報告ニ関スル件	230	葉73。
C	48	明治41/08/25	内務部長 通牒	地136ノ8 号	明治四十一年八月県訓令甲第三十二号ニ関スル件	230	葉92。
C	49	明治41/03/31	県令	26号	沖繩県公文令	232	
C	50	明治41/04/08	訓令甲	20号	区町村基本財産監督規程	233*	第二類418(B133)、葉149(大2訓令甲24号)。
C	51	明治41/08/21	内務部長 通牒	地3795ノ1 号*	起債金額等ニ関スル付セサル件	236	

注1：『沖繩県町村諸規程』巻末の「正誤」表により訂正した部分には「*」を付した。

注2：C3について、『沖繩県町村諸規程』の目次1頁および同書本文39頁では公布月を2月と表記しているが、明治44年版『沖繩県令達類纂』上巻第二類271頁では公布月を3月と表記しており、本一覽表では後者の表記に従い公布月を3月とした。

注3：C19について、明治44年版『沖繩県令達類纂』上巻第二類364頁では公布月日を4月2日と表記している。

注4：備考中の「葉」は、大崎範一編『沖繩県町村自治之葉』（大正4年発行）をさす。

【表3】 明治41年地第114号内務部長通牒「廃滅シタル令達ニ関スル通牒ノ件」による「廃滅シタル令達」一覧表

符号	整理番号	公布（発令）年月日	令達類型	令達番号	令達の名称・件名	掲載頁	備考
C	廃1	明治33/01/13	県令	1号	間切島内村ノ区域境界変更並飛地処分ニ関スル規定	208	上巻88（A104）。
C	廃2	明治30/04/01	訓令	55号	間切島吏員処務規程準則	208	上巻67（A91）。
C	廃3	明治30/04/02	県令	11号	間切島長ノ担任スル事務概目	208	上巻73（A92）。
C	廃4	明治34/09/29	県令	26号	間切島書記ノ定員	208	上巻100（A115）。
C	廃5	明治30/04/01	告示	15号	間切島村頭ノ配置	209	上巻95（A113）。
C	廃6	明治30/04/01	訓令	57号	教村ニ一名ノ村頭ヲ置ク場合ニ於ケル村事務所ノ件	209	上巻100（A114）。
C	廃7	明治30/04/01	訓令	56号	間切島吏員身元保証金ノ件	209	上巻73（A93）。
C	廃8	明治30/04/01	内務部長通牒	[内] 一104号	間切島村附属員名称ノ件	209	
C	廃9	明治30/	内務部長通牒	内一181号	島庁事務間切事務区分ニ関スル件	209	
C	廃10	明治26/02/18	訓令	27号	間切島簿書保存規程準則	209	上巻29（A42）。
C	廃11	明治33/	訓令	91号	間切島役場帳簿準則	209	上巻89（A106）。公布月日は9月27日。
C	廃12	明治33/04/01	訓令	94号	間切島吏員給料額	209	
C	廃13	明治33/	内務部長通牒	特乙一203号	間切島村附属員給料額	210	
C	廃14	明治33/	訓令	48号	間切島史〔ママ〕員給料支給規則	210	
C	廃15	明治33/09/28	訓令	93号	間切島吏員旅費支給規則	210	上巻91（A107）。
C	廃16	明治33/	内務部長通牒	特乙一204号	間切島村附属員及委員旅費額	210	
C	廃17	明治32/04/01	県令	21号	間切島有給史〔ママ〕員退職料及遺族扶助料規程	210	上巻85（A103）。
C	廃18	明治35/04/19	県令	14号	間切島吏員療治料給与規程	210	上巻94（A109）。
C	廃19	明治32/01/23	県令	4号〔ママ〕	間切島会ニ関スル規定	210	上巻77（A96）。令達番号は正しくは3号。
C	廃20	明治32/01/23	県令	4号	間切島村有財産管理規定	210	上巻114（A137）。
C	廃21	明治32/01/23	県令	8号	間切島歳入出予算決算費目流用規定	211	上巻82（A101）。
C	廃22	明治32/01/23	県令	7号	間切島歳入出予算及決算ニ関スル規定	211	上巻81（A100）。
C	廃23	明治32/01/23	県令	6号	間切島村負債ニ関スル規程	211	上巻80（A99）。
C	廃24	明治39/03/13	訓令甲	4号	間切島出納規定	211	
C	廃25	明治31/02/03	訓令	19号	間切島基本財産蓄積及支出ニ関スル規定	211	上巻113（A135）。
C	廃26	明治33/09/25	県令	38号	間切島税及夫役現品賦課ニ関スル規定	211	上巻106（A125）。
C	廃27	明治31/08/03	訓令	99号	地役人諸給交付ノ件	211	上巻94（A112）。
C	廃28	明治32/01/23	県令	5号	間切島組合ニ関スル規定	211	上巻79（A98）。
C	廃29	明治32/09/06	訓令	95号	組合書記定員ノ件	212	上巻79（A97）。
C	廃30	明治35/11/23	県令	47号	糸満村会議員定員ノ件	212	上巻94（A110）。
C	廃31	明治31/02/03	訓令	21号	間切島事務報告例	212	上巻74（A94）。
C	廃32	明治30/04/01	訓令	51号	村屋ノ名称廃止	212	上巻67（A90）。
C	廃33	明治30/04/01	内訓	9号	間切島吏員任用内規	212	
C	廃34	明治38/	県令	20号	鳥島村会議員定員ノ件	212	上巻94（A111）。公布月日は4月5日。
C	廃35	明治32/03/23	訓令	39号	財産台帳設備ノ件	212	上巻112（A133）。
C	廃36	明治17/	達丁	83号	山方筆者費用負担ノ件	212	上巻110（A129）。公布月日は12月25日。
C	廃37	明治17/	達丁	84号	山方筆者費用負担ノ件	212	上巻110（A130）。公布月日は12月25日。

注：本通牒では「山方筆者費用負担ノ件」は達丁83号と達丁84号とが一項目にまとめて表記されているが、本一覧表では廃36と廃37に別けて表示した。

